

寒河江市の公共建築物等における
木材の利用促進に関する基本方針

寒河江市

平成26年7月

目 次

第 1 趣旨	1
第 2 公共建築物等における木材の利用促進の意義と効果	1
第 3 公共建築物等における木材利用促進のための 施策に関する基本的事項	1
1 木造化を推進する公共建築物等	1
(1) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物	2
(2) 市以外の者が整備する(1)に準ずる建築物	2
2 木造化以外の木材利用を促進する箇所等	2
3 木質バイオマスの利用促進	2
第 4 市が整備する公共建築物等における木材利用の目標	2
第 5 公共建築物等における地域産材の適切な供給の確保に 関する基本的事項	3
第 6 その他地域産材の利用の促進に関し必要な事項	3
1 公共建築物等の整備	3
2 備品や消耗品等の購入	3

第1 趣旨

この基本方針は、寒河江市（以下、「市」という。）の公共建築物等の整備において積極的に地域産材^{※1}の利用を拡大するため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき策定された、県の基本方針「やまがたの公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」（平成23年3月30日施行）に即して、法第9条第1項の規定に基づき、市が整備する公共建築物等の木造化^{※2}及び内装等の木質化^{※3}等を促進するために必要な基本的事項等を定めるものである。

※1 地域産材とは、主に寒河江市・西村山郡内及びその周辺地域の森林から生産された木材のこと。

※2 木造化とは、建築物における構造上重要な部分である柱、梁、桁等を木材主体で建築すること。

※3 内装等の木質化とは、建築物における構造上重要な部分以外の天井、床、壁等の室内に面する部分等に木材を使用すること。

第2 公共建築物等における木材の利用促進の意義と効果

公共建築物等において、市が率先して地域で育った木を地域で利用する「地産地消」を促進することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や中山間地域をはじめとする地域経済の活性化や雇用の創出につながるものである。

また、多くの市民が利用する公共建築物等の木造化及び内装等の木質化等を図ることにより、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を広く提供することが可能となり、木材の利用促進の意義について市民の理解を効果的に深めることができる。

このようなことから、公共建築物等に重点を置いて木材の利用を促進することにより、木材需要の拡大という直接的な効果はもとより、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材の利用拡大、さらには、建築物以外の公共工事の資材、各種製品の原料及び木質バイオマスエネルギーとしての利用といった波及効果も期待できる。

第3 公共建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項

1 木造化を推進する公共建築物等

木材利用を促進すべき公共建築物等は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下

のような建築物とする。

(1) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く市民の利用に供される学校教育施設、社会教育・体育施設、社会福祉施設、保健・衛生施設、都市・住宅施設、行政施設、その他の施設

(2) 市以外の者が整備する(1)に準ずる建築物

市以外の者が整備する(1)に準ずる公共性の高い建築物については、市は木材の使用を働きかけるものとする。

2 木造化以外の木材利用を促進する箇所等

(1) 公共建築物等の内装等

(2) 家具・備品・調度品等

(3) 土木工事用資材(機能上支障のないもの)

3 木質バイオマスの利用促進

暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とする機器の導入に努める。

第4 市が整備する公共建築物等における木材利用の目標

1 第3の1の木材利用を促進すべき公共建築物等のうち次の各号に掲げるものを除き、「低層の公共建築物(高さ13m以下かつ軒高9m以下、延べ床面積3,000㎡以下)」については、新築・増築又は改築を行う場合、木造化に努めるものとする。

(1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準等により、木造化が困難な場合。

(2) 著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合。

(3) 施設の内容や、構造に要求される性能・耐久性等により、木材の利用が困難な場合。

(4) 施設の用途や保安、維持管理等の特殊性により、木造化が困難な場合。

(5) その他、木造化が困難な場合。

2 高層・低層にかかわらず、内装等の木質化を図ることが可能な部分については、状況に応じ木質化に努めるものとする。

3 公共建築物において利用する木材は、原則として地域産材の使用に努めるものとする。

第5 公共建築物等における地域産材の適切な供給の確保に関する基本的事項

公共建築物等における地域産材の適切な供給の確保を図るため、市や関係者(森林所有者、森林組合、林業従事者、木材製造業者等)が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上に努めるものとする。さらには、県や木材関連団体と連携し、地域産材の需要と供給に関する情報の共有化を図り、地域産材の安定供給体制の整備等に取り組むものとする。

また、市はこれら木材の供給に携わる関係者の取り組みを促進するため、必要な施策の推進を図るものとする。

第6 その他地域産材の利用の促進に関し必要な事項

1 公共建築物等の整備

木材を利用するに当たっては、使用目的に合う適切な品質の確保や設計上の工夫など効率的な木材調達等によって、建設コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物等を整備するに当たり、建設コストのみならず、維持管理及び解体や廃棄等のコストについても考慮した上で木材の利用に努めるものとする。

2 備品や消耗品等の購入

購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

3 木材利用のための検討会

木材利用に関する内部学習会や検討会等を開催し、広く知識を身に付ける機会を設けるように努める。

附 則

この基本方針は、平成26年7月1日より施行する。